

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

27 December 2021

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 65

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 65 となる本号では、令和4年度税制改正大綱、ドイツ新政権下の新ルール三党連立政権が掲げる医療関連計画の概要等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和4年度税制改正大綱

- 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し
- 国際税務関連
- 法人税法関連
- その他の改正／今後の検討課題

2. アジア

インドネシア：Corporate & Tax Global Update ウェビナー「第4回：オムニバス法制定及び税制改正がインドネシア、日本間のM&Aに与える影響」についての開催報告

シンガポール：シンガポールの金融機関の外国関係法人及び海外支店等を対象とする、クロスボーダー取引に関する新たな免除制度の導入

3. 欧州

ドイツ：新政権下の新ルール — 新三党連立政権が掲げる医療関連計画の概要

4. 中東

トルコ：新たな特別裁判所の設置

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本

日本

令和4年度税制改正大綱

2021年12月10日、与党から令和4年度税制改正大綱（以下、「税制改正大綱」）が公表され、2021年12月24日に閣議決定された。税制改正大綱は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに新しい資本主義の実現に取り組むという岸田内閣の目標を反映させたものとされている。具体的には、賃上げを積極的に行うとともに、マルチステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業に対する税制措置、オープンイノベーションを促進するための税制措置等が取り上げられている。

税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

1. 改正の内容

税制改正大綱では、一定の内国法人が支払を受ける配当で以下に掲げるものについては、所得税を課さない、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととしている。

- ① 完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等。
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等。

これは、会計検査院の令和元年度決算検査報告で指摘された事項であり、100%グループ関係にある完全子法人から親法人が配当を受ける場合などについて源泉徴収が行われるものの、親法人の確定申告時には結果的に全額税額控除又は還付を受けることができること¹、親法人の法人税の算定に当たり配当の全額を益金不算入とすることが認められており、法人税が課されないにもかかわらず源泉徴収の対象としていること、の不合理性を解消しようとするものである。

実務的には、配当支払法人において、配当時にその配当が完全子法人株式に係るものであるか、関連法人株式等に係るものであるかを把握した上で、源泉徴収の有無を判定する必要が新たに生じられると思われる。とはいえ、対象となるのは3分の1超を有する大株主に限定されるため、それ程の実務的な負担にはならないと思われる。

2. 適用時期

上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されるものとされている。

国際税務関連

国際税務関連については、外国法人に係る過大支払利子税制の見直し、外国子会社合算税制における保険委託者特例の見直し、グループ通算制度の施行

¹ただ、このことが企業にキャッシュフローの負担を課すことになり、M&Aの局面では源泉税部分にブリッジローンを組むケースも散見される。

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート(無料)をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



に伴う外国税額控除制度の見直し等の改正内容が見られるが、多国籍企業等においては、実務上以下の項目が最も影響するものとする。

1. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置(子会社株式簿価減額特例)の見直し

子会社株式簿価減額特例は、令和2年度税制改正によって導入されたが、実務上問題となる点があり、それらについて見直しが行われている。

子会社株式簿価減額特例は、支配関係がある子会社からの配当で、その子会社株式の税務上の帳簿価額の10%を超える配当(対象配当)が行われた場合に、子会社の株式の税務上の帳簿価額の切り下げを行うという措置であり、以下のようなケースにおいて適用除外要件が設けられている(法人税法施行令119条の3第7項)。

- ① 子会社が内国法人である場合、設立時から特定支配関係が発生した日(特定支配日)までの期間を通じて、他の内国法人又は居住者が90%以上子会社の株式を保有していたことを証する書類を保存している場合。
- ② 特定支配日以降に**配当決議日等の直前事業年度までに**子会社に生じた利益剰余金の範囲内の配当である場合。
- ③ 特定支配日から当該対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合。
- ④ 当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が2,000万円を超えない場合。

更に、10年超支配している子会社を用いることにより、子会社株式簿価減額特例を回避することを防ぐため、適用回避防止規定も設けられている(法人税法施行令119条の3第11項)。

今回の改正内容の一点目は、上記②の適用除外要件(特定支配日利益剰余金額要件)の判定についてであり、従前は(特定支配日以降)配当決議日等の直前事業年度までに子会社に生じた利益剰余金の範囲内の配当である場合については、適用除外要件に該当するとされていたものを、当該配当決議日の直前事業年度以降の利益剰余金の額の増加額も加味できるようにしたものである^{2,3}。

二点目は、適用回避防止規定を緩和するものであり、対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子法人との間に、その子法人による特定支配関係があった法人の全てがその設立時からその基準時まで継続して当該子法人の特定支配関係法人である場合等について適用回避防止規定を緩和するものである。

この適用回避防止規定の緩和が、実務的には重要であると思われる。例えば2010年代にシンガポール等に海外持株会社を設立し、従前から日本の法人の子会社であったAPAC地域等の子会社株式を現物出資していたような場合⁴において、海外持株会社が新法人を設立した場合、最後に設立された新法人の

² 但し、期中増加利益剰余金額等を証する書類を保存している場合に限られる。

³ 更に、この規定の適用を受ける場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算する必要がある。

⁴ 法人税法施行令119条の3第11項第2号に該当するような孫会社からの配当が行われた場合(例えば、関連会社株式の現物出資が行われた前事業年度末には海外持株会社に殆ど資産が無く、当該現物出資が行われた事業年度中に配当が行われたケース等)を想定。

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



設立から10年を超えない限り、海外持株会社からの配当が子会社株式簿価減額特例の対象となる対象配当等となる可能性があった。今般の改正により、そのような実務的に不合理とも思われる子会社株式簿価減額特例は適用されなくなることが期待される。

2. 適用時期

上記の改正で特筆すべきは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用するとされている点であり、上記の改正が遡及的に適用されることとなる。

法人税法関連

法人税法については、オープンイノベーション促進税制の拡充、5G投資促進税制の見直し、実務的に問題点が指摘されていた令和2年税制改正によって導入予定であったグループ通算制度の施行に伴う離脱時の子法人株式の帳簿価額の修正に係る見直し等の改正内容がみられる。多国籍企業等においては、実務上以下の項目が影響するものと考えられる。

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置

従前の給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち、新規雇用者に係る措置が改組される。

継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額の増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とされ、この増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%であるときは、税額控除率に5%を加算するものとされている（但し、法人税額の20%が上限）。

更に、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとされている。

大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除既定）を適用できないこととするいわゆる「ムチ税制」と呼ばれる措置について、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）であることとした。現行では、継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えることを要件としていることを勘案すると、要件が厳しくなっている。

中小企業についても、同様の措置（要件、税額控除率は異なる）が導入されるものとされている。

2. みなし配当の計算方法の見直し

税制改正大綱では、みなし配当の計算方法が争点となった最高裁令和3年3月11日判決を受けて、法人税法施行令23条1項3号（現4号）について手当てがなされている。

これは、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の場合については、現行法に従うと、簿価純資産価額が直前資本金額等より

「アジア税務紛争対応 ハンドブック2020年版（英語）」 発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



少額である場合に、減少する資本剰余金額を直前払戻等対応資本金額等が超えてしまう、つまり、利益剰余金からの配当であるべき部分についても資本部分の払戻であるかのように取り扱われるという問題点があった、というものであり、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものである旨指摘されていた。

この改正により、資本の払戻に係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻により減少した資本剰余金の額を限度とするものとされている⁵。

3. 適用時期

上記1の改正は、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されるものとされている。

上記2の改正の適用時期については、税制改正大綱に明記されていない。

その他の改正／今後の検討課題

1. 金融所得に対する課税のあり方についての検討

税制改正大綱においては、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある」とされている。税制改正大綱では具体的な改正については触れられていないが、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないような十分な配慮を行う旨示されている。

2. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

現行法では、上場会社株式等の発行済総数の3%以上を保有する者が内国法人から受け取る配当は、分離課税の対象外、つまり総合課税の対象となるとされている（租税特別措置法第8条の4第1項）。

税制改正大綱においては、この総合課税の対象となる者の範囲を拡大している。すなわち、内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等及びその居住者等を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が、上場会社株式等の発行済総数の3%以上を保有する場合には、その支払を受ける個人が上場会社株式等の発行済総数の3%以上を保有していなくても総合課税の対象となるものとされている。

3. 相続税・贈与税のあり方についての検討

日本では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在していることから、「相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能になっている」旨、税制改正大綱は指摘している。現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める旨示されている。

4. 国際課税制度の見直しについて

2021年10月、OECD/G20のBEPSに係るInclusive Frameworkにおいて、国際的な合意がまとめられた。この合意の実施に向け、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となるため、税制改正大綱は、「我が国企業等

⁵ 出資等減少分配を行う場合や、種類株式を発行する法人が資本の払戻を行った場合についても同様の手当てがされるとされている。

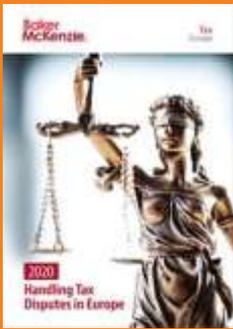
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



への過度な負担とならないように既存制度との関係にも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭において検討する」としている。

5. 財産債務調書制度の見直し

現行の財産債務調書制度においては、**その年分の退職所得を除く各種所得金額**の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する者が提出義務者とされている。

現行の提出義務者に加え、特に高額な資産保有者（その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者）については所得の金額の多寡によらず、本調書の提出義務者とする措置が講じられる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

インドネシア

Corporate & Tax Global Update ウェビナー「第4回：オムニバス法制定及び税制改正がインドネシア、日本間のM&Aに与える影響」についての開催報告

2021年12月2日、ベーカーマッケンジーCorporate & Tax Global Update ニュースレターのスピンオフ企画として本年度より開催しているウェビナーシリーズ第4回として、「オムニバス法制定及び税制改正がインドネシア、日本間のM&Aに与える影響」と題するウェビナーを開催した。同ウェビナーにおいては、①オムニバス法の下での経済的優遇措置及び外国投資規制の緩和、②インドネシアにおいて利用可能なM&Aスキームとその留意点、並びに③インドネシアにおける直近の税制改正について、の議論がなされたが、そのうちいくつかの主要なポイントについて紹介する。

オムニバス法の無効化リスクと瑕疵是正のための猶予期間（2021年11月25日の憲法裁判所判決）

雇用創出に関する2020年法律第11号（以下、「オムニバス法」）は、2020年10月5日に施行され、その後も、オムニバス法に基づいて投資事業分野に関する大統領令2021年第10号（以下、「投資リスト」）をはじめとする施行規則等が制定されているが、2021年11月25日にオムニバス法の立法過程の瑕疵を指摘する重要な憲法裁判所の判決が下されている。

当該判決は、政府及び議会が、オムニバス法の制定過程における法的手続の瑕疵を2年以内に治癒させなければオムニバス法を無効とし、それに基づき政府により発出された施行規則等も改正前の法律と抵触する範囲で無効になるというものである。また、インドネシア政府は、当該瑕疵を治癒しない限り、広範な影響を及ぼす新たな戦略的決定（オムニバス法に関する新たな規則の制定を含む）を行うことができない。

仮に瑕疵が治癒されず、オムニバス法が無効とされた場合には、オムニバス法に基づく投資リストにより外国投資規制の緩和として新たに許容されることとなった外国投資家によるインドネシアへの投資等に悪影響を及ぼす事態にもなりかねないため、今後の議会及び政府の対応を注視していく必要がある。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



投資リスト

オムニバス法に基づく投資リスト（上記の通り憲法裁判所判決の影響が懸念されるが、2年間の治癒期間中、オムニバス法は有効に存続し、オムニバス法に基づいて制定された規則も有効であるとされている）に規定される優先事業分野に対しては、経済的な優遇制度と外国投資規制の緩和が認められている。

投資リストによる外国投資規制の緩和により、実際にインドネシア企業の100%取得や持分の追加取得を模索する外国投資家は増加しており、例えば、インターネットサービス、携帯電話、ヘルスケア（一定数以上のベッドを超える病院や薬局）、1メガワット以上の発電所、旅行業等といった分野においてそのような動きが見て取れる。もっとも、業種の中には依然として①中小零細企業のみが実施できる又はこれと共同でのみ実施できる業種、②国内投資家しか実施できない業種、③外国投資家も実施できるが保有制限がある業種、及び④そもそも私企業による投資自体が禁止されている業種が存在し、また、別途業法上の制約が存在する業種もあることから、実際の投資に際してはこれらの規制に抵触しないよう留意が必要である。

M&Aのストラクチャにおける留意点

インドネシアにおいても、株式譲渡及び事業・資産譲渡等の方法が主たるM&Aのストラクチャとして用いられているが、インドネシア特有の論点も多く（例えば以下のような論点が挙げられる）、対象会社の業種を考慮した最適なストラクチャを検討する必要がある。

- 小売業者は、オムニバス法の施行規則により、輸入業を行うことができなくなったため、小売業及び輸入業を営む企業の買収を検討する際には、対象会社の事業を分割する等の検討をする必要がある。
- 業法上、許認可の承継が認められない業種（一部の飲食業等）や契約を譲渡又は承継させるに際して契約の相手方に法定の解除権を含む包括的な保護が与えられる業種（保険業）が存在し、事業譲渡での実行が難しいケースがある。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

シンガポールの金融機関の外国関係法人及び海外支店等を対象とする、クロスボーダー取引に関する新たな免除制度の導入

概要

シンガポール金融管理局（以下、「MAS」）は、2021年10月9日、シンガポールの金融機関の外国関係法人及び海外支店等を対象とする、クロスボーダー取引に関する新たな免除制度を導入した。

シンガポールの金融機関の外国関係法人を対象とする免除制度（以下、「FRC免除制度」）は、シンガポールの金融機関の外国関係法人が、シンガポールの関係金融機関との合意に基づき、シンガポールの顧客又は見込み客と証券先物法（以下、「SFA」）及び金融アドバイザー法（以下、「FAA」）の下で規制される活動を実施する場合、SFA及びFAAに基づく認可及び代表者登録要件並びに業規制の適用を免除する。FRC免除制度は、SFA第3別表の第9項及びFAA第1別表の第11項に基づく従前の適用除外制度（通称「第9項承認」及び「第11項承認」）に代わるものである。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



シンガポールの金融機関の海外における本店又は支店（以下、総称して「海外支店等」）を対象とする免除制度（以下、「支店免除制度」）は、シンガポールの金融機関及びその外国関係法人との間でのみ適用され、海外支店等との間では適用されなかった、従前の第9項承認及び第11項承認制度における格差を是正することを目的とする新たな免除制度である。すなわち、支店免除制度は、FRC免除制度と同様の方法で運営することにより公平な競争条件を提供し、海外支店等がシンガポールの金融機関との間の取り決めに基づき、シンガポールの顧客又は見込み顧客とSFA及びFAAの下で規制される活動を実施する際の代表者登録要件及び業規制の適用を免除する。

以上の免除制度の文脈における「シンガポールの金融機関」とは、(i) SFAに基づく資本市場サービス免許保有者、(ii) FAAに基づく金融アドバイザー免許保有者、(iii) SFA第99条(1)(a),(b),(c)又は(d)に基づく免除対象の資本市場仲介業者（SFAの下で規制される活動を行うためにMASの認可を受けた銀行及び投資銀行等）、(iv) FAA第23条に基づく免除対象の金融アドバイザー（第23条第1(ea)項及び(f)項に該当する場合を除く。FAAの下で規制される活動を行うためにMASの認可を受けた銀行及び投資銀行等）、(v) 証券先物（免許及び業務遂行）規則の第2別表の3(1)(d)項又は3A(1)(d)項に基づく免除対象者（すなわち、免除対象ブローカー）のいずれかに該当するシンガポールに所在する法人、支店又は本店をいう。

外国関係法人及び海外支店等は、特定の条件を満たした場合にのみ、それぞれFRC免除制度及び支店免除制度に依拠することができる。シンガポールの金融機関は、FRC免除制度又は支店免除制度に基づき実施される活動の開始通知を、関連する外国関係法人又は海外支店等の詳細を記載した所定のフォームFNと併せて提出し、適格要件及び継続的要件を遵守していること又は遵守を誓約することを確認する（以下、「初回届出」）。初回届出は、クロスボーダー取引の開始後14日以内に提出されなければならない。従前の第9項承認及び第11項承認制度とは異なり、新たなFRC免除制度及び支店免除制度の下ではMASの事前承認は必要とされていない。

シンガポールの金融機関は、適格要件及びその他の継続的要件を継続して充足する義務を負う。以下、主要な適格要件及び継続的要件について概説する。

適格要件

FRC免除制度及び支店免除制度に依拠するためには、以下の適格要件を活動開始時点から継続して満たすことを要する。

1. シンガポールの金融機関に対する規制

- シンガポールの金融機関は、クロスボーダー取引の一環として外国関係法人又は海外支店等がSFA又はFAAの下で規制される活動をシンガポールで実施する場合、適切に認可を受ける又は免除の対象とされることを要する。
- 例外としては、シンガポールの金融機関が一定の資本市場商品を取り扱う認可を受けている又は免除の対象とされている場合があり、外国関係法人又は海外支店等が当該取扱業務を補完するものとして資金調達又は資産管理サービスを提供する場合、MASは、外国関係法人又は海外支店等が資金調達又は資産管理サービスを提供するためにシンガポールの金融機関と契約を締結することを許容する（当該金融機関が当該サービスを提供するために認可されていない場合又は免除の対象とされていない場合を含む）。

2. 外国関係法人及び海外支店等に対する規制

- 外国関係法人／海外支店等は、その実施するあらゆる活動に関して、当該活動を実施する国又は当該海外支店等が設立された国の規制当局の監督を受けなければならない。
- 外国関係法人／海外支店等は、金融活動作業部会（以下、「FATF」）が定める基準に沿った当該法域における反マネーロンダリング／テロ資金供与対策（以下、「AML／CFT」）規制の対象となり、AML／CFT要件の遵守に関して当該法域の規制当局の監督を受けなければならない。
- 外国関係法人／海外支店等及び関係する法域は、国際連合の安全保障理事会の決議によって課されるあらゆる制裁の対象であってはならない。

3. 許可対象顧客・取引

- 外国関係法人／海外支店等は、小口金融事業者以外の顧客（FRC免除制度／支店免除制度に基づく認定投資家、専門投資家、機関投資家）にのみサービスを提供することができる。
- シンガポールの金融機関に対して MAS が課すその他の顧客規制は、外国関係法人／海外支店等にも適用される。

4. その他

- FRC免除制度／支店免除制度の下で、外国関係法人／海外支店等は、以下の種類のコーポレートファイナンスに関するアドバイザリー活動に従事することができない。

- ① SFA 第 8 部にに基づき、目論見書、概要説明書、募集情報説明書が要求される有価証券の募集に関する助言の提供を伴う取引
- ② シンガポール買収及び合併規約の一般原則及び規則の対象となる取引
- ③ 公開会社、シンガポール証券取引所（以下、「SGX」）上場会社又は SGX 上場会社の子会社である法人に対する助言の提供を伴う取引であって、当該助言がこれらの法人の株主（個人投資家以外の株主を除く）に公開されるもの、又はその他の方法で公表されるもの。

例外として、上記の種類の取引は、シンガポールの金融機関が取引の契約当事者となり、単独であるか、外国関係法人／海外支店等と共同であるかを問わず、当該取引の債務の責任を負う場合にのみ認められる。

- MAS は、シンガポールの金融機関がクロスボーダーの取引において果たす役割が有意義なものであることを期待しており、シンガポールの法人がペーパーカンパニーとなり最低限の事業上の意義しか有さない取引や、規制の趣旨に反し金融の安定と市場の信頼に対するリスクとなり得る取引を促進する意図ではないことを明確に表明している。

その他の継続的要件

1. 内部統制

シンガポールの金融機関は、外国関係法人／海外支店等及びその代表者の活動を監督するための規則及び手続を整備することを要する。当該規則及び手続には以下の事項が含まれる。

- 外国関係法人／海外支店等との取引に関する記録（顧客情報及び顧客と締結した又は顧客を代表して締結した取引の記録並びに顧客と締結した契約の写し等）の保管。
- 外国関係法人／海外支店等の全ての代表者の登録名簿の管理。
- AML／CFTに関する MAS の通知及び国際連合安全保障理事会の決議に基づき制定された MAS 規則に従って、顧客に対してデューデリジェンスを実施すること。
- 外国関係法人／海外支店等が海外において保管する全ての記録をアクセス可能な状態で管理し、MAS がこれらの記録に適時にアクセスすることを可能にすること。
- 外国関係法人／海外支店等及びその代表者がシンガポールにおいて行うマーケティング及び顧客勧誘活動を含む、クロスボーダー取引に関する規則及び手続を文書において定めること。
- 顧客の苦情対応。

2. AML／CFT 要件

MAS は、FRC 免除制度及び支店免除制度の下で期待される AML／CFT 要件について定める新たな AML／CFT 通知を発行した。大要、シンガポールの金融機関は、以下を行うことが求められる。

- マネーロンダリング及びテロへの資金供与を防止するための外国関係法人／海外支店等による顧客デューデリジェンス措置の実施が、外国関係法人／海外支店等の顧客に関してシンガポールの金融機関に適用される関連する AML／CFT 通知に定められる要件を満たすための、適切な内部規則、手続及び管理体制を定めること。
- 外国関係法人／海外支店等が AML／CFT に関する適格要件を満たしていることを継続的に監視するための適切な内部規則、手続及び管理体制を策定し、実施すること。
- 外国関係法人／海外支店等の顧客に関して実施された顧客デューデリジェンスに関連するすべての資料、文書および情報を保管すること。

3. 報告・届出要件

シンガポールの金融機関は、継続的に、以下を行うことが求められる。

- クロスボーダー取引に関する特定の事項に変更があった場合、当該変更について所定のフォームを通じて 14 日以内に MAS に通知すること。当該変更には、新たな外国関係法人／海外支店等の追加、クロスボーダー取引における製品／サービスの変更、外国関係法人／海外支店等及びその代表者の規制状況の変更、クロスボーダー取引におけるシンガポールの金融機関の役割の縮小又は重大な変更、外国関係法人／海外支店等が対象とする顧客の変更が含まれる。
- 事業年度が終了してから 5 か月以内にクロスボーダー取引に関する年次の申告を提出すること。当該申告は、シンガポールの金融機関が当該クロスボーダー取引に適用される全ての適格要件及びその他の継続的要件を遵守していることを確認する、内部又は外部の監査人による認証を必要とする。
- クロスボーダー取引の停止後 14 日以内に、当該停止について MAS に通知すること。

その他の留意事項

1. 海外のリサーチ業務に対する免除

FRC 免除制度及び支店免除制度は、リサーチ結果の分析又はレポートを発行又は公表する金融アドバイザー活動には適用されない。当該金融アドバイザーサービスを提供することを希望する外国関係法人は金融アドバイザー規則の第 32C 条に基づく免除に依拠することが期待される。

MAS は、第 32C 条は海外支店等に適用されないことを明らかにしている。条件を公平にするために、MAS は、2021 年金融アドバイザー（クロスボーダー取引における免除）（海外支店）規則の 4(4)条、4(6)条、6(6)条、6(8)条に定められる同様の免除措置を導入した。免除条件が満たされた場合、海外支店等は、現地の規制に服することなくリサーチ結果のレポートを発行又は公表することができる。

2. 現行の第 9 項承認及び第 11 項承認

現行の第 9 項承認及び第 11 項承認が定める適用除外は、新たな FRC 免除制度には存在しない。代わりに、現行の適用除外の対象となっている法人には、新たな FRC 免除制度への移行のために 1 年間の猶予期間が与えられる。当該法人は 2022 年 10 月 8 日までに以下の措置を実施しなければならない。

- 既存のクロスボーダー取引について、適格要件及び継続的要件を遵守させるための適切な措置を取ること。
- 既存の取引についてフォーム FN を MAS に提出すること。

3. 特定店頭デリバティブ及びレバレッジ外国為替取引の取扱い／助言に関する既存のクロスボーダー取引

証券先物（事業の許諾および実施）規則 60 条、61 条又は 65 条及び／又は金融アドバイザー規則の規則 40BB 条、40BC 条又は 32CA 条に基づく暫定的な適用除外に依拠して、2018 年 10 月 8 日以前に、非証券ベースの店頭デリバティブ及びレバレッジ外国為替取引の取扱い／助言を行っていた外国関係法人／海外支店等は、新たな FRC 免除制度又は支店免除制度への移行のために 1 年間の猶予期間が与えられる。当該法人は 2022 年 10 月 8 日までに以下の措置を実施しなければならない。

- 既存のクロスボーダー取引について、適格要件及び継続的要件を遵守させるための適切な措置を取ること。
- 既存の取引についてフォーム FN を MAS に提出すること。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

ドイツ

新政権下の新ルール — 新三党連立政権が掲げる医療関連計画の概要

先のドイツ連邦議会選挙後、2021 年 11 月 24 日、社会民主党、緑の党、自由民主党の党首は、連立協定書を発表した。この連立協定書の焦点の一つが、ヘルスケア・ライフサイエンス分野である。ヘルスケア市場のデジタル化の推進、医薬品やワクチンの十分な供給の確保、医薬品の価格規制の強化から、現状供給が不足している地域における薬局の補充、嗜好用大麻の合法化

に至るまで、新政権は今後 4 年間の医療関連分野における実質的な計画を掲げている。ヘルスケア・ライフサイエンス事業を行う企業にとって、今後の展開を注視し、新たな規制枠組みへの迅速な対応と事業の機会獲得に備えておくことが必要である。以下では、新政権が掲げる医療関連分野における計画の内容を概説する。

デジタル化及び健康状態に関するデータの活用

- ヘルスケア分野のデジタル化推進に向けた、ビデオ診察、遠隔モニタリング、オンライン救急サービス、電子処方箋といった遠隔医療サービスのより日常的な利用の確立
- すでに法整備が完了し実施段階にある、電子化患者データの導入の加速
- 関連法（Register Act、Health Data Use Act）による、EU 一般データ保護規則（GDPR）に準拠した健康状態に関するデータの科学的利用の向上と分散型研究データ基盤整備の確保

医薬品及びワクチンの供給

- 医薬品及びワクチンの十分な供給確保、供給不足の回避
- 上記目標達成に向けた、医薬品及び医薬品有効成分（API）の生産拠点のドイツ又は EU への回帰のための各種措置（これには、官僚組織の見直し、生産設備に対する投資助成金の検討、及び供給確保のための助成金の検討等が含まれる）
- 利益相反回避のための、医療従事者及び医療支援供給者への財政的援助に関する透明性確保

医療財源確保

- ドイツ医療制度の財源確保のための価格モラトリアム（製薬企業による一方的な値上げの場合、インフレ時の調整を除いて、法定健康保険による償還を行わない）の継続
- 健康保険による医薬品の価格規制機能の強化。協議により設定された償還価格は市場参入後 7 か月目から適用。
- 外来診療の促進に向けた、ハイブリッド式の診断群分類（DRG）による新たな報酬スキームの導入

大麻の販売

- 認可された店舗における成人への嗜好用大麻の一定の管理下での販売の合法化。なお、従前ドイツでは、大麻の使用は医療目的においてのみ許可されていた。

リプロダクティブ・オートノミー

- オンラインでの妊娠葛藤相談の導入
- 医師による妊娠中絶に関する情報提供の合法化、刑法（Strafgesetzbuch）第 219 条 a の廃止
- 健康保険による避妊用具費の償還の許容
- 避妊用具研究費の増加

薬局

- 地方における薬局の促進と自由化
- 広域財源による薬局報酬の適正化
- 特別な報酬モデルによる、薬局が医療サービスをポートフォリオに含めるためのインセンティブ創出

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

トルコ

新たな特別裁判所の設置

特別裁判所設置の決定

裁判官・検察官委員会（以下、「委員会」）は、新たな特別裁判所の設置を決定した。当該決定は、2021年11月30日付官報に掲載された。これに伴い、サイバー犯罪や金融犯罪を含む特定の犯罪に係る裁判は、特別裁判所の管轄となる。当該決定は、2021年12月15日に発効した。決定文（トルコ語）は[こちら](#)を参照されたい

特別裁判所の管轄

人権保護の水準を高めることを目的として人権行動計画が作成され、2021年4月30日付官報に掲載された。人権行動計画において、行政・民事・刑事手続の抜本的な変更が提案され、特別裁判所の設置が想定されていた。委員会は、当該人権行動計画に従い、特別裁判所の設置のための所轄官庁として指名され、以下の分野における特別裁判所の設置を決定した。

- 行政処分に対する申請に関する治安刑事裁判（criminal courts of peace）
- 第一審商事裁判所が設置されていない場所又は第一審商事裁判所の所在地と管轄が連動していない場所における、第一審商事裁判所の管轄となる事件に関する特定の第一審民事裁判
- 消費者裁判所が設置されていない場所又は消費者裁判所の所在地と管轄が連動していない場所における、消費者裁判所の管轄となる事件に関する特定の第一審民事裁判
 - (i) 土地収用に関する法律第2942号、(ii) 収用によらない没収から生じる不動産及び関連品目の没収防止及び費用徴収、(iii) 土地区画整理申請及び住宅ローン価格の増減により換算される不動産の価格、並びに (iv) スラムに関する法律第775号の範囲内で請求される補償請求に起因する紛争に関する特定の第一審民事裁判
- 租税手続に関する法律第213号の下で規制される犯罪に関する事件の特定の第一審刑事裁判
- 少年巡回裁判所及び少年裁判所が設置されていない場所における、少年巡回裁判所又は少年裁判所の管轄となる訴訟に関する巡回裁判及び刑事裁判

- 労働組合及び団体交渉に関する法律第 6356 号の下で規制される事件に関する特定の労働裁判
- サイバー犯罪及び金融犯罪に関連する事件に関する特定の巡回裁判及び第一審刑事裁判

サイバー犯罪及び金融犯罪に係る特別裁判所

上記分野のうち、サイバー犯罪及び金融犯罪に係る特別裁判所の詳細は以下のとおりである。

1. サイバー犯罪

委員会は、サイバー犯罪に起因する事件及び当該犯罪によって生じた物の性質と、他の犯罪に起因するそれらの性質の違いを強調し、トルコ刑法で規定されている情報システムに関連する以下の犯罪については、特別裁判所で審理することを決定した。

- 情報システムを利用して行われた適格窃盗 (qualified theft) 及び適格詐欺 (qualified fraud)
- 公務員若しくは銀行、保険会社若しくは信用機関の従業員を名乗り、又はこれらの機関及び組織と関係があると述べることを手段として行われる適格詐欺 (qualified fraud)
- データ処理システムへのアクセス、システムの妨害若しくは破壊、又はデータの削除若しくは変更
- 銀行カード又はクレジットカードの不正使用
- 禁止されたデバイス又はプログラムの使用
- サイバー犯罪から利益を得ている法人に対するセキュリティ予防措置の実施
- サッカー及びその他のスポーツ競技に関する賭博行為に関する法律第 7258 号の罪

2. 金融犯罪

- サイバー犯罪に関する取組みと並行して、委員会は、支払及び証券決済システム、支払サービス並びに電子マネー機関に関する法律第 6493 号（以下、「支払サービス法」）に起因する事件及び当該犯罪によって生じた物の性質と、他の犯罪に起因するそれらの性質の違いを強調し、支払サービス法で規制される犯罪、例えば支払サービスの無許可提供等の罪については、委員会が設置する特別裁判所で審理することを決定した。

まとめ

法律の専門知識を必要とする特定の分野について特別裁判所を設置するという委員会の決定は、司法改革と人権行動計画の実施において非常に重要な意義を有する。トルコでの裁判に関わる場合、特別裁判所の設置に関する規則及び特別裁判所の管轄となる紛争類型を検討の上、今後の動向に注目されたい。

[最初のページに戻る](#)

編集後記



コーポレート記事担当の高田です。

2022年はYear of the Tiger（寅）、弊事務所も50周年を迎えます。日本企業の皆様に寄り添い、さらなる飛躍を目指します。国内M&Aに加えてクロスボーダーのM&Aが活発になると見込まれます。SPACやスピンオフを巡る動向も注視しています。



コーポレート記事担当の遠藤です。

早いもので2021年も残りあとわずかになりました。本年は、本ニュースレターを発展させた新たな取り組みとして、国際法務と国際税務が交錯するテーマを取り上げたウェビナーシリーズを開催させていただくことができました。2022年も本ニュースレターを通じクライアントの皆さまの世界での挑戦をサポートしてまいりたいと思います。



2021年はコロナ禍もあいまって芝刈りの回数が飛躍的に増加した税務記事担当の岡です。

渡航制限などは継続しておりますが、国際的な取引は必ず増加すると思いますので、必然的に生じることになる国際法務と国際税務を融合させた最新情報を引き続きタイムリーに発信していきたいと思います。



税務記事担当の大島です。

今年も仕事と二児の育児に追われ1年があっという間に過ぎていきました。ポストコロナ流れを受けて2022年は各国で財政再建と国際的な法人税改革の加速が予想されます。ニュースレター、ウェビナーを通じて世界で挑戦し続ける読者の皆様のお役に立てるよう、引き続き情報の充実に努めてまいります。



税務記事担当の川崎です。

気軽に旅先で美味しいものを楽しむ日々を夢見つつ、相変わらずリモートワーク主体の生活が続いています。いつかは（PE認定を受けない程度に）海外でのワーケーションなるものもやってみたいですね。2022年は読者の皆様にとってより良い年になりますようお願い申し上げます。

[最初のページに戻る](#)